

企画競争提案説明書

令和7年札幌市告示第 4882 号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年12月2日

2 契約担当部局

〒 060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館5階

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課

電話 011-211-2947

メールアドレス youth@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 札幌市ヤングケアラー相談サポート事業運営業務

(2) 目的

本事業は、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（以下、ヤングケアラーという。）、その家族、関係する職員及び地域関係者等が安心して相談できる環境を整備し、必要な支援につなげることによって、ヤングケアラーの心身の健やかな育ちを支え、自立の推進に資することを目的とする。

(3) 業務内容等 別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 予算額(事業規模)

各年7,630,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(令和8～10年度の3か年合計22,890,000円(消費税及び地方消費税を含む。))

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

(7) 上記(2)を満たさない場合には、下記(8)を満たし、「7(1)イ提出書類」に示す書類を提出することで参加の申込を行うことができる。

(8) 札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

○札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領(平成14年9月18日財政局理事決裁)抜粋
(競争入札参加者の資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。この場合において、市長は、契約規則第2条第3項若しくは第14条第2項又は特例規則第3条(第14条において準用する場合を含む。)の規定による告示において、その旨を記載するものとする。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等(申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

5 企画提案を求める項目

企画提案書等は、以下の項目について作成すること。提案は3(5)の予算額の範囲内ですべて実施できるものとする。

(1) 事業者の組織・財務の状況

(2) 業務実施体制(各業務に係る人員配置、経験・知見・スキルなど)

(3) 本事業を実施する上での強みや類似業務実績

(4) 本事業を実施するに当たっての方針、基本的な考え方、本事業を実施することにより期待される効果について(ヤングケアラーを支援する上での課題を踏まえて記載すること。)

(5) 相談支援業務の実施

相談場所、相談受付時間、相談員の配置について記載の上、具体的に提案すること。また、支援を受けることに拒否的な世帯へのアプローチ方法について提案すること。

(6) 交流サロン運営業務の実施

定期開催型サロンの実施手法及び内容、出張開催型サロンの実施手法及び内容について具体的に提案すること。

(7) 広報活動

潜在化しているヤングケアラー及びヤングケアラーを発見しやすい立場にいる人に本事業を効果的に周知するための広報活動について、実施手法・回数等を記載の上、具体的に提案すること。

(8) 独自提案

本事業の実施に効果的な手法等を積極的に提案すること。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、質問書(様式1)により、電子メールにて質問書を提出すること。件名は「札幌市ヤングケアラー相談サポート事業運営業務に関する質問」とすること。

ア 提出期限 令和7年12月15日(月)12時まで

イ 提出先「2 契約担当部局」メールアドレス

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和7年12月17日までに質問者に対して個別に行うほか、ホームページに掲載する。

7 参加手続き等

(1) 参加意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和7年12月19日(金)17時まで(送付にあつては必着)

イ 提出書類

(ア) 参加意向申出書(様式2)

(イ) 参加資格審査に係る書類等

・競争入札参加認定通知書の写し

・4(2)の名簿に登録されていない者は、以下の書類を各1部提出すること。

a 登記事項証明書

全部事項証明書または現在事項証明とする。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。コピー可。

b 財務諸表

直前2期分の賃借対照表、損益計算書。

c 納税証明書

市町村税(課税されているすべての項目)及び消費税・地方消費税の未納税額がないことの証明となるもの。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。コピー可。

d 申出書(様式3)

e 誓約書(様式4)

ウ 提出場所「2 契約担当部局」と同じ。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、その理由の説明を書面(様式自由)により求めることができる。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和8年1月15日(木)17時まで(送付にあつては必着)

イ 提出書類

(ア) 企画提案提出書(様式5) 正本1部

(イ) 企画提案書(任意様式) 正本1部 副本8部

※A4判片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付けること。

(ウ) 企画提案者概要(様式6) 正本1部 副本8部

(エ) 想定経費内訳書(任意様式) 正本1部 副本8部

※人件費や需用費、交通費等の細目ごとの詳細を積算の根拠が分かる形で記載し、企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ 提出方法

持参又は送付とすること。送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

なお、提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

- (ア) 提案書類の正本には、提案者の法人名等(提案書にあつては提案責任者名(提案者の指揮命令下にある者に限る。))を忘れずに記名すること。
- (イ) ヒアリング審査は提案者名を伏せて行うため、提案書類の副本については提案者の法人名等を記載しないこと。
- (ウ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (エ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (オ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- (カ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記キ)の場合を除く。)は認めない。
- (キ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (ク) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員7名からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(評価に携わった実際の委員(出席者)数×100点の6割)を満たすもののうち、最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、別紙評価基準のとおり、10の評価項目、評価の視点、評価点により行う。

ウ 審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査対象者に対し別途(開催時期は 令和8年1月下旬を予定)通知する。

(イ) ヒアリング審査にあたっての留意事項

- a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b ヒアリングの際に使用する資料等は、上記7(2)に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る)とすること。
- d ヒアリングは1提案者あたり35分(準備・説明20分＋質疑応答15分)とし、順次提案者個々に行う。
- e ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行いますので、留意願います。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じ者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イに記す別紙「評価基準」の評価項目のうち、「事業内容」に係る評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じ者が2名以上いる場合は、抽選により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合のみ、契約候補者として選定する。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記3(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(2)アの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに承諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

評価基準

○業務遂行能力等

評価項目		評価の視点	点数 ← 良い・劣る →	係数	評価点
①	事業者の組織・財務状況	事業者の組織及び財務状況は健全であるか	5・4・3・2・1	×1	5
②	業務遂行能力	・事業者の強みや特徴等、本事業の運営を行う上で有利と思われる事項があるか ・類似業務の実績があるか	5・4・3・2・1	×1	5
③		事業の実施に当たり、職員体制は事業を円滑かつ効果的に進めることができると認められるか	5・4・3・2・1	×1	5
④	業務に当たったの基本的な考え方	ヤングケアラー及びヤングケアラー支援について適切に理解し、本事業の目的に沿った提案となっているか	5・4・3・2・1	×2	10

○事業内容

評価項目		評価の視点	点数 ← 良い・劣る →	係数	評価点
⑤	相談支援業務	相談支援の実施手法は、広くヤングケアラーに関する相談に応じ、ヤングケアラー特有の悩みに寄り添い、個々のニーズに応じた支援を行うことができると認められるか	5・4・3・2・1	×2	10
⑥		支援を受けることに拒否的な世帯へのアプローチの手法は、効果的な取組や創意工夫がなされているか	5・4・3・2・1	×2	10
⑦	交流サロン	定期開催型サロン及び交流促進イベントの実施手法は、ヤングケアラーが気軽に参加しやすく、居心地の良い空間となるよう創意工夫がなされているか	5・4・3・2・1	×2	10
⑧		出張型サロンの実施手法は、定期開催型サロンに参加することが難しい参加者への参加機会を提供するもの及び潜在化しているヤングケアラーに効果的にアピールできるものとなっているか	5・4・3・2・1	×2	10
⑨	広報活動	潜在化しているヤングケアラー本人及びヤングケアラーを発見しやすい立場にある人に向けて効果的にPRできるものになっているか	5・4・3・2・1	×3	15
⑩	独自提案	本事業の実施に効果的な提案となっているか	5・4・3・2・1	×4	20